

- 使用時や待機時のエネルギー消費量が少ない機器、断熱性の高い浴槽等の製造
- ・廃棄物等の発生抑制
- 使い捨て製品や過剰包装の自粛、容器の軽量化・薄肉化、製品の長寿命化等

#### 参 考

- ・「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（平成20年内閣府等告示第3号）

## 8 通勤における公共交通機関等の利用【第21条関係】

事業者は、各事業所の特性に応じて、従業員の理解と協力のもと、通勤時の公共交通機関等の積極的な利用に取り組むものであること。

#### 取組例

- ・駐輪場の整備など自転車利用の促進
- ・パークアンドライドの奨励
- ・「ノーマイカーデー」の実施など従業員への普及啓発
- ・通勤手当の見直し

## 9 環境への負荷の少ない催しの開催について【第23条、第24条関係】

相当程度大規模な催し（概ね1,000人程度以上の人が集まる催しをいう。）の開催に当たっては、当該催しに伴う温室効果ガスの排出、廃棄物の排出など環境への負荷をできる限り低減するよう努めるものであること。

#### 取組例

- ・ごみの分別回収、リユース食器活用等によるごみの減量
- ・公共交通機関の利用呼びかけ
- ・ペーパーレスなど紙使用量の削減
- ・催しに伴う二酸化炭素の埋め合わせ（カーボン・オフセット）

#### 参 考

- ・徳島県エコイベントマニュアル、徳島県「エコイベント」の認定

## 第2 建築物に係る配慮に関すること

### 1 建築物への配慮【第31条関係】

建築物の新築や増改築に当たっては、「別表第2 建築物に係る温室効果ガスの排出抑制等のための措置」を参考に、それぞれ建築物の特性に応じ、エネルギーの使用の合理化、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用など、最新技術を活用し、「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）」「ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）」の推進に努めること。

#### 参 考

- ・「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断基準」（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）

- ・「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」（平成25年国土交通省告示第907号）

## **2 テナント等事業者との連携【第33条関係】**

テナント等事業者がいる事業者（テナントビルの所有者）においては、テナント等事業者と連携・協力し、当該ビル全体としての温室効果ガスの排出の抑制に取り組むこと。

### **取組例**

- ・テナント等事業者自らが使用したエネルギー使用量等に関する情報の提供
- ・テナントビルの所有者とテナント等事業者が参加する委員会の設置など協力体制の整備
- ・テナント等事業者が行う温室効果ガス排出抑制措置の実績に応じたエネルギー使用の料金体系等の検討

## **第3 交通及びまちづくりに係る配慮に関すること**

### **1 公共交通機関の利用の推進・環境に配慮した自動車の運転等【第36条・第37条関係】**

徒歩や自転車、公共交通機関の積極的な利用、エコドライブに取り組むとともに、ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池自動車等次世代自動車の利用を進めること。

#### **(1) エコドライブの推進**

##### **取組例**

- ・アイドリングストップ
- ・無用な空ぶかしをしない
- ・急発進及び急加速をしない
- ・交通状況に応じた安全な定速走行
- ・減速時のエンジnbrakeの活用
- ・確実な車両の点検及び整備の実施

#### **(2) 低公害車や低燃費車の選択**

国土交通省「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」「低排出ガス車認定実施要領」に基づく評価・認定の制度の活用（燃費基準早期達成車、低排出ガス認定車）

## **2 自動車環境情報の説明等【第39条関係】**

(1) 自動車販売事業者が、新車を購入しようとする者に対し説明しなければならない自動車環境情報とは、次のとおりとする。

- ・自動車の燃費性能
- ・排気ガスに含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質（軽油を燃料とする自動車に限る。）の量
- ・温室効果ガスの排出量
- ・再生利用が容易な材料を使用した部品その他資源の有効利用に関するもの 他